○農林水産省告示第千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

所　山形県尾花沢市・北村山郡大石田町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県尾花沢市・北村山郡大石田町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

五　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

六　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに尾花沢市役所及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市下打波三八字大漏斗山二の三、三の一、四の一、四の二、五、三九字桂島山一の一、一の三、四一字城間瀬山一の一、五〇字横渡山二の一、二の三から二の五まで、三の一、三の二、三四、三五の一、三五の二、三六の一から三六の一五まで、三七の一、三七の二、三八の一から三八の九まで、三九、四二、字向山二三の一から二三の一一まで、二四の一から二四の九まで、二五の二から二五の九まで、二五の一一から二五の一三まで、二六の二、二六の三、二七の二、二七の五、四九の六、五四の三、五四の六から五四の一〇まで、五七の五、五七の六、五七の八、五七の九、五七の一一、五七の一三、六一、六二の一から六二の一〇まで、六三の一、六三の三、六三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市中山字石川原一〇八の三、一〇八の五から一〇八の九まで、一〇八の一三から一〇八の一七まで、字藤倉二六の一、二七の一から二七の五まで、二八の一から二八の三まで、二九の一から二九の四まで、三〇の一から三〇の四まで、三一の一、三一の三から三一の五まで、三二の一、三三の二、三四、三五の一、三五の二、三六の一から三六の一五まで、三七の一、三七の二、三八の一から三八の九まで、三九、四二、字向山二三の一から二三の一一まで、二四の一から二四の九まで、二五の二から二五の九まで、二五の一一から二五の一三まで、二六の二、二六の三、二七の二、二七の五、四九の六、五四の三、五四の六から五四の一〇まで、五七の五、五七の六、五七の八、五七の九、五七の一一、五七の一三、六一、六二の一から六二の一〇まで、六三の一、六三の三、六三の四

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市下打波三八字大漏斗山二の三、三の一、四の一、四の二、五、三九字桂島山一の一、一の三、四一字城間瀬山一の一、五〇字横渡山二の一、二の三から二の五まで、三の一、三の二、三四、三五の一、三五の二、三六の一から三六の一五まで、三七の一、三七の二、三八の一から三八の九まで、三九、四二、字向山二三の一から二三の一一まで、二四の一から二四の九まで、二五の二から二五の九まで、二五の一一から二五の一三まで、二六の二、二六の三、二七の二、二七の五、四九の六、五四の三、五四の六から五四の一〇まで、五七の五、五七の六、五七の八、五七の九、五七の一一、五七の一三、六一、六二の一から六二の一〇まで、六三の一、六三の三、六三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村大字鶴生字江森山三の一、一の二、四、字甲子山一の一、一の二、大字真船字小萱一〇三の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Allium sativum L.	ゆめの雫（しずく）	小田桐せい子 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木106―1	第28921号 平成28年7月4日
Campuloclinium macrocephalum (Less.) DC.	ブレーリーマスコット	浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323	第28744号 平成28年7月20日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ARTEXUDA	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第30335号 平成28年7月19日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ARPULMAT	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第30337号 平成28年7月19日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ARKELLUX	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第30339号 平成28年7月19日